
定 款
株式会社ツクルバ
TSUKURUBA Inc.

2016年 1月27日 変更
2016年10月 1日 変更
2017年 7月24日 変更
2017年10月23日 変更
2017年11月30日 変更
2018年 4月25日 変更
2018年 6月21日 変更
2018年11月 1日 変更
2019年 4月12日 変更
2019年 5月 8日 変更
2020年10月29日 変更

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ツクルバと称し、英文では、TSUKURUBA Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステムの企画、設計、開発、運営及び販売
2. インターネット、携帯情報端末等のコンテンツの企画、制作及び運営
3. インターネット、携帯情報端末等の通信システムを利用した各種情報提供サービス
4. インターネット、携帯情報端末等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守
5. 広告代理業
6. グラフィックデザイン、コンピュータグラフィックの企画、立案及び制作
7. 宅地建物取引業
8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
9. 不動産鑑定業及び不動産に関するコンサルティング業務
10. 会員制共有事務所の企画及び運営
11. 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン、企画、制作、設計、施工及びコンサルティング業務
12. 地域開発、都市開発、観光開発及びリゾート開発の企画、調査、設計、及び実施並びにこれらに関するコンサルティング業務
13. 各種イベント、セミナー、研修等の企画、立案及び運営
14. 寝具、貴金属、宝石、家具、美術工芸品、室内装飾品、日用雑貨品、事務用品、情報通信機器、コンピューターのソフトウェア・ハードウェア・その周辺機器の販売及び輸出入
15. 古物売買業
16. 飲食店の経営、企画及びコンサルティング業務
17. 有価証券の運用、投資、売買及び保存
18. 投資運用業及び投資助言・代理業
19. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
20. 各種マーケティング業務
21. 経営コンサルティング業務
22. 建築物の設計・工事監理
23. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,186,800株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役CEO、取締役CCO、取締役COO及び取締役CFO各1名を定め、必要に応じ他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名

する。

(取締役会規則)

第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令が規定する額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。以下この条において「非業務執行取締役」という。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を非業務執行取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令が規定する額を限度として取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任を限定する旨の契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

上記は、当会社の定款に相違ない。

2020年10月29日

東京都目黒区上目黒1-1-5 第二育良ビル2階

株式会社ツクルバ

代表取締役 村上浩輝

